

# 兵庫県公報

令和4年10月4日 火曜日 第351号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 同上（同）	4
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	4
○ 道路の位置指定（北播磨県民局）	4
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（丹波県民局）	5
○ 同上（同）	5
○ 同上（同）	5
○ 同上（同）	6
<b>公 告</b>	
○ 令和4年度兵庫県高齢者特別賞表彰（高齢政策課）	6
○ 入札公告（まちづくり部総務課）	8
○ 同上（同）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	20

## 告 示

### 兵庫県告示第1142号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった1の医療機関及び申出（有効期限の更新）のあった2から4までの医療機関を救急病院と認定した。

令和4年10月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 名称 川西市立総合医療センター  
所在地 川西市火打1丁目4番1号  
認定年月日 令和4年9月1日  
認定の有効期限 令和7年8月31日
- 名称 社会医療法人社団正峰会 神戸大山病院  
所在地 神戸市兵庫区水木通10-1-12  
認定年月日 令和4年9月1日  
認定の有効期限 令和7年8月31日
- 名称 ときわ病院  
所在地 三木市志染町広野5丁目271  
認定年月日 令和4年9月1日  
認定の有効期限 令和7年8月31日
- 名称 洲本伊月病院  
所在地 洲本市桑間428  
認定年月日 令和4年9月10日  
認定の有効期限 令和7年9月9日

### 兵庫県告示第1143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和4年10月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

**苅屋土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	萩原 榮一	たつの市御津町苅屋806番地1



**兵庫県告示第1144号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年10月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

**伊丹千僧土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	田中 博	伊丹市千僧4丁目3番地
同	佐藤 稔	同 市千僧2丁目226番地
同	佐藤 昭五	同 市千僧3丁目78番地
同	上谷 祐一	同 市千僧4丁目25番地1 千上マンション201号室
同	岩田 武司	同 市千僧2丁目116番地
監事	前田 賢一	同 市千僧2丁目129番地
同	佐藤 元昭	同 市千僧2丁目127番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	田中 博	伊丹市千僧4丁目3番地
同	佐藤 稔	同 市千僧2丁目226番地
同	佐藤 昭五	同 市千僧3丁目78番地
同	前田 勉	同 市千僧2丁目211番地
同	杉田 真一	同 市千僧2丁目123番地
監事	前田 賢一	同 市千僧2丁目129番地
同	上谷 祐一	同 市千僧4丁目25番地1 千上マンション201号室



**兵庫県告示第1145号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 正同化学工業株式会社赤穂工場  
 赤穂市中広1576番地  
 取締役工場長 吉川 周仁
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

正同化学工業株式会社赤穂工場  
赤穂市中広1576番地

(3) 特定施設に関する事項

種	類	27号イ ろ過施設	
能	力	ろ過面積22m <sup>2</sup>	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後1月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2～6	1.5～6.5
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	0.5	1
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1	2
	溶 解 性 鉄 含 有 量 (単位 mg/L)	0.05	0.1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0.25	0.5

備考 汚水等は全量外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年10月4日から同月25日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第1146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年10月4日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年10月4日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 429号	宍粟市一宮町三方町字井ノ田63番1から 同市一宮町三方町字海手3番1まで	旧	5.0から 10.0まで	390.0	
		新	9.0から 26.0まで	386.0	



**兵庫県告示第1147号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年10月4日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年10月4日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和4年10月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 312号	豊岡市下宮字別才101番5から 同市庄境字横枕625番4まで	旧	6.0から 24.0まで	221.0	
		新	6.0から 26.0まで	221.0	



**兵庫県告示第1148号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和4年10月21日から適用する。

令和4年10月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

表但馬信用金庫の項中

「

	同 和田山支店	朝来市和田山町東谷
	同 和田山北支店	朝来市和田山町宮田

」

を

「

	同 和田山支店	朝来市和田山町東谷
--	---------	-----------

」

に改める。



**兵庫県告示第1149号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年10月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04北播位置 0001号	4.9.20	西脇市小坂町字丁田257番3の一部、 260番1の一部、263番1の一部	6.0	54.67



**兵庫県告示第1150号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年10月4日

丹波県民局長 今井良広

- 1 指定する貯水施設の所在地  
丹波篠山市南矢代字口山田ノ坪853—1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
南矢代土地改良組合	丹波篠山市南矢代984番地1	三崎正和

- 3 指定する理由  
丹波篠山市南矢代地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1151号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年10月4日

丹波県民局長 今井良広

- 1 指定する貯水施設の所在地  
丹波篠山市南矢代字金場ノ坪1243
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
南矢代自治会	丹波篠山市南矢代858番地1	酒井隆司

- 3 指定する理由  
丹波篠山市南矢代地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1152号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年10月4日

丹波県民局長 今井良広

- 1 指定する貯水施設の所在地  
丹波篠山市今田町本荘字堂ヶ谷5
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
神山田郷水利組合	丹波篠山市今田町本荘215番地1	前川 頼 男

3 指定する理由

丹波篠山市今田町本荘地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1153号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年10月4日

丹波県民局長 今井 良 広

1 指定する貯水施設の所在地

丹波篠山市真南条下字光院ノ坪735

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
真南条下自治会	丹波篠山市真南条下653番地	圓 谷 章

3 指定する理由

丹波篠山市真南条下地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

令和4年度兵庫県高齢者特別賞表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条の規定により、令和4年9月15日に次の者を表彰した。

令和4年10月4日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 (1) 氏名 石田 美愛

(2) 住所 明石市

(3) 功績内容

永年にわたって、明石交通安全協会金賞部会役員として交通安全や交通事故防止に尽くされ、現在も部会副会長として児童・高齢者等に対する啓発活動を行い、安全安心な地域づくりに活躍されている。

2 (1) 氏名 易 英昭

(2) 住所 尼崎市

(3) 功績内容

永年にわたって、尼崎東交通安全協会金賞部会役員として交通安全や交通事故防止に尽くされ、現在も部会長として小中学生や高校生に対する啓発活動を行い、安全安心な地域社会づくりに活躍されている。

3 (1) 氏名 大石 康男

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の向上に尽くされる傍ら、須磨区医師会の役員として会の発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

4 (1) 氏名 大澤 範子

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、舞踊家として洋舞の普及と発展に尽くされ、主宰するバレエ団での後進の育成に尽くされる傍ら、兵庫県洋舞家協会の理事として会の発展に尽くされるなど、洋舞文化の振興に活躍されてい

る。

5(1) 氏名 加藤 勝巳

(2) 住所 伊丹市

(3) 功績内容

永年にわたって、伊丹市老連常任理事兼神津ブロック長や西桑津六十路クラブ会長として高齢者の交流促進や生きがいづくり、児童の見守り活動などに尽くされ、現在も同役職にあつて、明るい地域づくりのために活躍されている。

6(1) 氏名 先田 篤男

(2) 住所 川西市

(3) 功績内容

永年にわたって、薬剤師として地域の薬事衛生の向上に尽くされる傍ら、川西市薬剤師会の役員として会の発展に尽くされ、現在も継続して薬剤師として活動し、薬事衛生の向上と県民の健康増進に活躍されている。

7(1) 氏名 貞松 融

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、舞踊家として洋舞の普及と発展に尽くされ、主宰するバレエ団での後進の育成に尽くされる傍ら、兵庫県洋舞家協会の理事として会の発展に尽くされるなど、洋舞文化の振興に活躍されている。

8(1) 氏名 洲脇 光一

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、指揮者として合唱文化の振興に尽くされる傍ら、関西合唱連盟や兵庫県合唱連盟の役員として、後進の育成や合唱団体活動の発展に尽くされ、本県の音楽文化の振興に活躍されている。

9(1) 氏名 滝内 春雄

(2) 住所 宝塚市

(3) 功績内容

永年にわたって、歯科医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の向上に尽くされる傍ら、学校歯科医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

10(1) 氏名 奈良山 喬一

(2) 住所 芦屋市

(3) 功績内容

永年にわたって、兵庫県繊維品小売商業組合理事長やみなと元町タウン協議会会長、神戸元町商店街連合会相談役として地域商業の発展に尽くされるとともに、生田交通安全協会会長として安全安心な地域づくりに活躍されている。

11(1) 氏名 西山 信太郎

(2) 住所 尼崎市

(3) 功績内容

永年にわたって、尼崎中央少年補導員連絡協議会の役員として子どもの見守り活動を行うなど青少年の非行防止に尽くされ、現在は同会の御茶屋橋支部の隊員として活動を行い、青少年の健全育成に活躍されている。

12(1) 氏名 板東 慧

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、生活文化研究所代表理事として生活文化の調査研究活動に尽くされる傍ら、国際経済労働研究所会長として労働問題の調査研究を行い、現在は名誉顧問として活動され、県民生活の向上に尽くされている。

13(1) 氏名 松岡 茂生

(2) 住所 神崎郡福崎町

(3) 功績内容

永年にわたって、兵庫県警友会福崎支部長として交通安全や交通事故防止に尽くされ、現在も顧問として活動に助言される傍ら、地域ふれあいの会委員として学童の見守り活動を行い、安全安心な地域社会づくりに活躍されている。

14(1) 氏名 松田 彰 月

(2) 住所 西宮市

(3) 功績内容

永年にわたって、茶道家として茶道の普及と発展に尽くされる傍ら、兵庫県茶道協会役員として会の発展に貢献されるほか、顕川美術館館長として文化の継承・発展に尽くされるなど、本県の文化の向上に活躍されている。

15(1) 氏名 宮田 照 一

(2) 住所 西脇市

(3) 功績内容

永年にわたって、日本ボーイスカウト兵庫連盟参与としてボーイスカウト活動の発展に尽くされ、西播地区や西脇2団の役員として地域の活性化に貢献されるなど、青少年の健全育成に活躍されている。

16(1) 氏名 八重垣 環 司

(2) 住所 たつの市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の向上に尽くされる傍ら、学校医・産業医として学校保健や産業保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

17(1) 氏名 吉田 耕 造

(2) 住所 芦屋市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の向上に尽くされる傍ら、兵庫県民間病院協会の役員として会の発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

18(1) 氏名 吉田 栄 之

(2) 住所 伊丹市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の向上に尽くされる傍ら、学校医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年10月4日

契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村 和 朗

1 入札に付する事項

(1) 工事名

県立西宮総合医療センター（仮称）病院棟外建築工事（以下「本件工事」という。）

(2) 工事場所

西宮市津門大塚町1

(3) 工事概要

ア 病院棟	鉄骨造 11 階建塔屋 1 階	延べ面積 54,474.67 平方メートル
イ 放射線治療棟	鉄筋コンクリート造 3 階建	延べ面積 1,995.91 平方メートル
ウ スロープ棟	鉄筋コンクリート造平屋建	延べ面積 56.76 平方メートル
エ 渡り廊下	鉄骨造 2 階建	建築面積 103.67 平方メートル
オ 救急ワークステーション棟	鉄骨造 2 階建	延べ面積 404.73 平方メートル

(4) 工期

令和7年9月30日限り

## (5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

## (6) 技術提案の受付

本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

## 2 応募方法

特別共同企業体による。

## 3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

## (1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が契約締結予定日（令和4年12月上旬）までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値（P）が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。

カ 平成19年度以降に、代表構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が43,500平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上8階建以上の建築物の新築、改築又は増築工事を、その他の構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が5,400平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上4階建以上の建築物の新築、改築又は増築工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡し完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次に掲げる(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本件工事に係る設計業務等の受託者 株式会社佐藤総合計画

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

## (2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、各構成員と、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）同士は、本件工事の入札参加申込を行う同一又は他の特別共同企業体の構成員となることができない。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値（P）の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値（P）の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあつては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成

員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和4年11月15日（火）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事に専任で配置すること。

(3) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、申込期限日に他の工事に従事している場合は、誓約書の提出により契約締結の前日まで専任性の確認を猶予することとし、他の工事の終了後改めて確認する。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(イ) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。

(ロ) 平成19年度以降に、1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が43,500平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上8階建以上の建築物の新築、改築又は増築工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、申込期限日に他の工事に従事している場合は、契約締結の前日までに他工事の終了を確認する。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和4年10月4日（火）から同年11月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所、問合せ先）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県まちづくり部総務課

電話（078）341-7711 内線4340、4338

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

令和4年10月4日（火）から同月17日（月）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）

令和4年10月4日（火）から同年11月18日（金）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和4年10月4日（火）から同月17日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に記載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのＩＣカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとす。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記4(2)の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

令和4年11月21日（月）及び同月22日（火）の午前9時から午後5時まで（令和4年11月22日（火）は正午まで）

(2) 開札日時

令和4年11月24日（木）午前10時

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）については、入札説明書10(3)イの方法により電子入札システム若しくは持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したＩＣカードが、入札参加資格者名簿に記載された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 所定の方法で所定の日時までに、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記9(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 入札説明書10(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

(8) 契約の締結

落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(9) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

ア 年割支払 有

イ 前金払 有

ウ 中間前金払 有

エ 部分払 有

オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

8 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。
- ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人  
次のいずれにも該当する場合
- (7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- (4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
- イ アに掲げる下請負人以外の下請負人  
次のいずれかに該当する場合
- (7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- (4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。
- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(7)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(4)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。
- ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- (3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置
- ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。
- イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については68パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。
- また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）
- ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和4年11月24日（木）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は令和4年12月1日（木）午後5時までにを行うものとする。
- なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。
- 資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。
- エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除

く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

- (5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県まちづくり部総務課宛て申請し、開札時までに取り得ることを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 問合せ先  
上記4(2)に同じ。
- (8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県まちづくり部総務課にて落札決定日の翌日までに公表する。  
また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス  
(アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>)にて公表する。

#### 10 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Nature and quantity of the service to be required:  
Construction of Hyogo Prefectural Nishinomiya General Medical Center (tentative name)  
Hospital Ward and other structures
  - (a) Hospital Ward  
Steel structure  
11 floors above the ground with 1-story rooftop structure  
Total floor area: 54,474.67 m<sup>2</sup>
  - (b) Radiation Therapy Ward  
Reinforced concrete structure  
3 floors above the ground  
Total floor area: 1,995.91 m<sup>2</sup>
  - (c) Vehicle Access Ramp Structure  
Reinforced concrete structure  
Single floor  
Total floor area: 56.76 m<sup>2</sup>
  - (d) Connecting Corridor  
Steel structure  
2 floors above the ground  
Building area: 103.67 m<sup>2</sup>
  - (e) Emergency Workstation Building  
Steel structure  
2 floors above the ground  
Total floor area: 404.73 m<sup>2</sup>
- (2) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 October 17, 2022
- (3) Deadline for tender:  
12:00 November 22, 2022
- (4) Contact:  
General Affairs Division, Housing & Urban Development Department,  
Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 4340 or 4338

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年10月4日

契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名  
県立西宮総合医療センター（仮称）病院棟外空気調和設備工事（以下「本件工事」という。）

- (2) 工事場所  
西宮市津門大塚町1
- (3) 工事概要  
県立西宮総合医療センター（仮称）病院棟外建築工事に係る空気調和設備（空気調和、換気設備外）工事
- |                |                   |                     |
|----------------|-------------------|---------------------|
| ア 病院棟          | 鉄骨造（免震構造）11階建塔屋1階 | 延べ面積54,474.67平方メートル |
| イ 放射線治療棟       | 鉄筋コンクリート造3階建      | 延べ面積 1,995.91平方メートル |
| ウ 救急ワークステーション棟 | 鉄骨造2階建            | 延べ面積 404.73平方メートル   |
- (4) 工期  
令和7年9月30日限り
- (5) 電子入札の実施  
本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。  
なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。
- (6) 技術提案の受付  
本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。
- 2 応募方法  
特別共同企業体による。
- 3 入札参加資格  
本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。  
なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。
- (1) 特別共同企業体の構成員の資格要件
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が管工事であること。
- エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が契約締結予定日（令和4年12月上旬）までであること。  
なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。
- オ 建設業法の規定による管工事に係る経営事項審査結果の総合評定値（P）が、代表構成員にあっては1,100点以上、その他の構成員にあっては750点以上であること。
- カ 平成19年度以降に、代表構成員にあっては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が30,000平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る機械設備工事（改修工事においては、建築物全体を対象とする工事に限る。）を、その他の構成員にあっては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が3,800平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物に係る機械設備工事（改修工事においては、建築物全体を対象とする工事に限る。）を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡し完了したもの）を有すること。
- キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
- ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次に掲げる(イ)又は(ウ)に該当しないこと。
- (イ) 本件工事に係る設計業務等の受託者 株式会社佐藤総合計画
- (ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者
- (エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

## (2) 特別共同企業体の資格要件

- ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。  
また、各構成員と、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）同士は、本件工事の入札参加申込を行う同一又は他の特別共同企業体の構成員となることができない。
- イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。  
また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値（P）の点数が大きい者とする。  
なお、その総合評定値（P）の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあっては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。
- ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和4年11月15日（火）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。
- オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事に専任で配置すること。

## (3) 配置技術者の要件

- ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。  
ただし、申込期限日に他の工事に従事している場合は、誓約書の提出により契約締結の前日まで専任性の確認を猶予することとし、他の工事の終了後改めて確認する。  
また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。  
なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。
- (イ) 1級管工事施工管理技士の資格を有すること。
- (ロ) 平成19年度以降に、1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が30,000平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る機械設備工事（改修工事においては、建築物全体を対象とする工事に限る。）の施工経験を有すること。
- イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。  
また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。  
なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。
- ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。  
なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

## (4) 現場代理人の要件

- ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。  
また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。  
なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。
- イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。  
なお、申込期限日に他の工事に従事している場合は、契約締結の前日までに他工事の終了を確認する。

## 4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

## (1) 閲覧期間

令和4年10月4日（火）から同年11月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

で（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所、問合せ先）  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県まちづくり部総務課  
電話（078）341—7711 内線4340、4338

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

令和4年10月4日（火）から同月17日（月）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）

令和4年10月4日（火）から同年11月18日（金）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和4年10月4日（火）から同月17日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとする。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記4(2)の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

令和4年11月21日（月）及び同月22日（火）の午前9時から午後5時まで（令和4年11月22日（火）は正午まで）

(2) 開札日時

令和4年11月24日（木）午前11時

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）については、入札説明書10(3)イの方法により電子入札システム若しくは持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 所定の方法で所定の日時まで、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記9(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 入札説明書10(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 申込期限日においては有効な総合評価値通知書を有するが、その総合評価値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して契約締結予定日まで有効な総合評価値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

(8) 契約の締結

落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(9) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

ア 年割支払 有

- イ 前金払 有
- ウ 中間前金払 有
- エ 部分払 有
- オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

#### 8 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人  
次のいずれにも該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

- イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

- (3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(7)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(4)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

- (3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については68パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和4年11月24日（木）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は令和4年12月1日（木）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

- (5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県まちづくり部総務課宛て申請し、開札時までに取り得ることを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 問合せ先  
上記4(2)に同じ。
- (8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県まちづくり部総務課にて落札決定日の翌日までに公表する。  
また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス  
(アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>) にて公表する。

#### 10 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Nature and quantity of the service to be required:  
Installation of air conditioning equipment in Hyogo Prefectural Nishinomiya General Medical Center (tentative name) Hospital Ward and other structures
  - (a) Hospital Ward  
Steel structure (Base-isolated structure)  
11 floors above the ground with 1-story rooftop structure  
Total floor area: 54,474.67 m<sup>2</sup>
  - (b) Radiation Therapy Ward  
Reinforced concrete structure  
3 floors above the ground  
Total floor area: 1,995.91 m<sup>2</sup>
  - (c) Emergency Workstation Building  
Steel structure  
2 floors above the ground  
Total floor area: 404.73 m<sup>2</sup>
- (2) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 October 17, 2022
- (3) Deadline for tender:  
12:00 November 22, 2022
- (4) Contact:  
General Affairs Division, Housing & Urban Development Department,  
Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 4340 or 4338

~~~~~

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年10月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加東市木梨字川南山1134番318の一部、1356番138から1356番140まで、1356番207

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

三木市末広三丁目18番44号

株式会社グッドラインハウジング 代表取締役 松本 克基

- 3 許可年月日及び許可番号

令和4年3月31日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-28号（3加東）